

特255  
157

現代パンフレット六月上旬版

正力と三木と中島

現代パンフレット通信社



1

0003128-000

特255-157

正力と三木と中島

岸田菊伴・著

現代パンフレット通信社

昭和6

ABA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特 255  
157

岸田菊伴著

正力と三木と中島

現代パンフレット通信社



正力と三木と中島

目次

一 探偵譚を讀む興味…… 愚断から錯覚へ 錯覚から妄断へ…………… 一

二 自白に錯覚があるか…… 誘導訊問と強制訊問から？…………… 四

三 自白がどれだけ確かか？…… 茂木高村の自白にも錯覚がある…………… 九

四 難解の謎田宮が自白…… 正にすばらしい創作的陳述…………… 一三

五 正力から三木に贈った金…… 贈賄の諸説か政治的援助か…………… 一六

六 道義的有機体の三木系…… 親分三木の特徴を語る原君…………… 二〇

七 人間中島守利の禮讃…… 涙の人中島を語る山口久吉君…………… 二四

八 正力の友情に動いただけ…… 利確漢りなどの考へはない筈…………… 二九

九 奇怪極まる割合論…… 瀬川光行君が引込まれるまで…………… 三四

一〇 片言に福せられた松山君…… 罪なくして罪に定めらるゝ悲哀…………… 三七

現代パンフレット四月版五月版既刊目次六冊分…………… 四二

(社告) 鬼怒電値下げ問題に対する市民の声…………… 四四

### 社友に関する規定

- 一 このパンフレットの発行は毎月三回、八の日と定む。尤も別に特輯版を随時刊行す。
- 一 頁数は五十頁位と標準とするが特輯版は百頁から二百頁位のものもある。
- 一 このパンフレットは社友だけに配本するのだから、配本費はしなかり、特輯版は別だ。
- 一 社友は左の三種に分ち本社の勸誘により、義諾書とよせられてから社友とする。
  - イ 普通社友 月額金壹圓(半年前掛五円五十銭) 一年前掛拾円)と拂ふもの
  - ロ 維持社友 普通社友の二倍額を拂ふもの
  - ハ 翼賛社友 本社の事業に對し、一時金二百円以上寄與せらるゝもの
- 一 普通社友には定期刊行のパンフレットを毎冊配本し、維持社友と翼賛社友とは此外特輯パンフレットをも毎冊配本す。
- 一 社友の利害に關する事は本社に於て聞知すれば直ちに内報し、新聞記事等の正誤取消の請求は細依囑に依り親切迅速に取扱ふ。
- 但し発行配本集金の事務は便宜上新東京社に於て取扱はしむ。

東京市芝罘愛宕町二ノ一〇九(電話芝五五一番) 現代パンフレット通信社  
 責任者 岸田菊伴  
 埼玉縣北足立郡浦和町四六六(振替東京六六九五二番) 新東京社

## 正力と三木と中島

岸田菊伴

### 一 探偵譚を讀む興味

—— 断断から錯覚へ、錯覚から妄断へ ——

京電疑獄ぐ三木武吉氏の弁護を担當した有馬忠三郎博士は、五月二十九日の公判廷で、私は検事の論告を弁護する形式でゆく」と冒頭から極めて強い態度で論鋒鋭とく、  
 「……後藤京電専奪は正力に金を渡す時、三木を引張り出す気はあつたらうが、市会議員を買収するような事は避けてゐた。それを検事は断断後藤に買収の意思があつたと述べて居る。政党の首領様に金をやる事は決して買収にはならない。三木は決して贈賄の共犯者ではない……」  
 と検事の論告を反駁し、総論から各論にと、一々證據を挙げ論理を正しく堂々三時向の大論陣を張り、最後に此争案に關する三木氏の立場についで自分の感想を述べるといつて、

「……」は常に西洋の探偵小説や、事實物語を愛読して居るか、探偵もの、興味は愚劣  
愈々なる警察官と監獄通敵せる名探偵を配する事によつて、誤りたる検挙や漸罪が最後  
の瞬間に至つてその誤謬を知り、名探偵の手づく事、真相を究め危機一髪の間は無辜の冤  
罪が助かるといふところに無上の興味を湧くのである。私は本件の検挙についで、警察  
官をかうした愚劣無能の警察吏と比擬するわけではなからず、どうか、に名探偵が出現  
して本件の真相を究明し、三木の冤が雪がれたらむのどと思ふ……」

と淡いエーモア味の中に深刻なる喩喩を含ませて大衆論を結んだのを聞いた。  
偶々私の手には此現代パンフレット六月版に蒐録すべき、京和清水の山中で、多淫の女  
房との交中絞殺した男の事件の材料をもつて居た。此材料の中には、決して愚劣でもなく  
低能でもなからず、周囲の情景や、偶然屍体の附近に縊死をとげた男の屍体を発見した事か  
らテツキリ情死と推断して、そこに錯覚の端緒ができた。

更にその錯覚が先入主となつて、此二人の男女の死体のあつた道順、男女死後の経過時  
間が殆んど同じかつたこと、女の傍に捨て、あつた墓口、之は縊死男が常に持つて居たと  
××新地の娼妓が証言した事、縊死男の持つてゐた墓口は、根が放蕩者であるから女の墓  
口を益み感しからぬ行為に及んで山を下り、人間らしく後悔して縊死をしたと推定した事

男の遺書中の「私も死にます」の「も」でこれは「私も死にます」か「私もう死にます」かとの解  
釈に困難なりし事、寿司屋の女将等三人が縊死男を見て寿司を買ひに彼の女と一緒に来た  
のは此男ですと証言した事、縊死男の風体から見ては女の相手として相似たのちつた事、  
縊死男が女の原籍地を徘徊した事のある事、解剖の結果女の胃袋から寿司が出て男に近か  
つたのは男が悪性の性病にかゝつて居たから喰はなかつたのだと推定した事、縊死男と後  
に逮捕された犯人との年齢及び体格が非常によく似てゐた事、縊死男の顔貌も亦犯人と相  
似て居た事、又着用の衣類までも似て居た事……等々の錯覚條件が揃つて居た。

揃つて居るもの、冷静に考察して見ると最初の錯覚から漸漸が生まれ、その推断を  
生かすように生かすようにいふ、の資料を取入れて都合よくまとめた事も一回である。  
かくて此惨酷なる殺人事件は、最初に於て情死と見られたのであつた。即ち当局の先入  
思考があまりにすべてを支配し過ぎた結果、危うく此犯罪事件を抹消するところであつた。  
それが殺された女の指紋によつて、眞実の身葬が発見され、それからそれと順序を手繰つ  
てゆく内、最初の情死説は根底から覆へされ二世を契つた夫高山定一(三三)が、多淫の女房  
お梅(三四)との交中絞殺したものと判明した。

(此お梅殺しの事件は次のパンフレットで詳しく書りて見たらと思ふ)

## 二 自白に錯覚があるか？

——誘導訊問と強制訊問から？——

併し本人が自白によつて自己の犯罪を肯定したとすれば、錯覚も十二もない筈ではないかと自白に重実をおいて、その断罪に錯覚はないと断定する者がある。

理窟をいへば、自己に不利なる申し立てをするわけはないから、自白に重実をおく事は当然すぎる当然の事とおもはれるが、その自白についても争実がないとはいへない。

瀬川光行君の犯行と認めらるゝ、真市場側の今淫高村商人から五百円と壹千円と、二回に受けた壹千五百円の金が、不純なる賄賂か純真なる政治上の後援資金かといふ、二種の見解のいづれが正当なりやと決定する爲に、瀬川君の自白が引用されてゐた。

豫審判事の訊問に対して瀬川君が答へた言葉の中に、今津や高村から贈られた壹千五百円の金は、政治上の庇援といふ意味もあつたらうけれども、板船問題につけていろ／＼と骨折をかけたからといふ、お礼の意味も含めて居たのだとはおもはれぬかと問はれた時、瀬川君は之を否定しなきて、さういふ意味も含んで居たのであらうと肯定したといふので、此実を捉へて検事は收賄と解釈し、豫審判事亦有罪の認定を下したものである。

ところが弁護士側では之をさうは解釈してゐない。板船権補償問題に対する骨折りのお礼の意味も含んで居たであらうと訊かれたら、そのお礼の意味を含んでゐないといふ否定の根拠がなかり限り「さうかも知れぬ」と答へたのは当然である。

この誘導的・強制的の訊問と根拠にして断罪の原因とする事は危険であり不適当であるといふ事は、多くの弁護人の異口同音に主張したところであつた。

此実に関して、六月五日午後の公判廷で中島守利氏の弁護に当つた真山弁護士が、痛烈に検察当局の態度を難じてゐたのを聞いた。即ち

「……何十人といふか、多くも多数の被告人が怪かも申し合はせたかのように、全然同一の言葉で申し立て、居るといふ、奇怪な事案と見のかしてはならぬ。それは先日山口弁護士も痛論したやうであつたか、お礼の意味も含んで居ました」といふ一語である。その「お礼も含む」といふ言葉が、強んとすべの被告人の口から出て居る。此事實こそは確かに強制的の誘導訊問が遺棄せられた事と想はしむるに十分である……」

此真山弁護士の弁論を聞いた時、私はその前瀬川光行君の弁護に立つた有竹弁護士が、「……この頃の検察にも取調へにも聊か無理な事かあつたやうに思ふ。五六の被告より早くところによれば、検事は市会前清市政浄化の意味より市会を解散せしむるといふ方

針の下に取調へを進めて居たようである。随つて此間に無理なる取調へがあるのは当然で、誘導取調、強制取調の跡歴々散すべしものがある。斯くの如き検事調書、豫審記録は反古同然、三文の價値もなれりものである……とまで極めて痛烈に喝破したといふ事を想ひあはせた。

此痛烈なる論鋒に對し、列席の批把田検事はさすがに堪りかねたもの、如く、スツタと起つて

曰當時、檢察当局に於ては、市会解散を目標に檢挙したり取調べたりした事實は有り、偏々一二の検事がそのような事をいつたとしても、それは唯其人たちの座談であつて、檢察当局の意思では有りし。

と弁明した。併し、その一二(?)の検事とは誰と誰とを意味するか? 批把田検事自らはその中にあるのかないのか、そこまで私たちは説明して欲しかつた。

私自身も、その当時検事局に於て、さうした意味の事を聞いた。曰私は東京市民の一人として検事局の力を借りたりしては、市政の腐敗がでないところであつては此上もない恥辱だ、私一人の力を以てしても廓清はやつて見せる。かういつた時、某検事は、曰君がさういふ考へなり我々と協力した方がいゝぢやないか、我々は凡て君の仕事を手傳ふように存るのだ。

と応じつ、あはよくは更に何ものかを私から聞き取りうと努力するようであつた。

私は東京市会解散に至るまでの経緯が、唯單に検事局の意圖であつたとは想はなれり、そこにはまだ市長問題に絡んでもつと、深い原因が潜んで居たように私はおもふ。

それは前にも此パンフレットに書いた事があるが、市長問題に手を添へた検事局が、忽ちにして此問題だけをやめにした事情である。ナゼ市長問題はやめたのですか? と、私が某検事に訊いた時、其答へは極めて簡單なものであつた。即ち、市長になりたれといふも小野心家が市会議員に金をばらまくのはどこでもありがちな事ではないか、そんな事をやり出すと際限がなれからナ、といふのである。

際限か。然り際限がなさうであつた。若しも市長問題に手をそわるとその候補者に推した秋山定晴氏の運動にからんで、とんでもないところに飛沫がかかる。それが此市長問題打切りの真事情だと或る消息通は語つて居た。

それかあらぬか、市会解散といふ重大事も極めて簡單に行はれた。此解散の希望は檢察当局にのみあつたのではなく、もつと、重要な關係をもつ例に於て、さうしなればならぬ事情が潜在してゐたに、不純な或るものを見なければならぬ。

已に檢挙の當時からいろく、の事情があつて、いはば檢察当局の豫想が必ずしも理想

返りに当り自かつたといふ時、検事と云ふ人向である。焦燥から焦燥へとおひこまれてゆくのも当然の成行きと見なければならぬ。

私が某検事の誤問に對して、堪らぬ程の侮辱を感じ、曾てない不快の感情を漲らせた時、其座に居合はせた他の検事が、あつて静かに私をなだめた時

……×××君の今日の誤問方は、いかにも穩かてなかつたか、年は若いし、此君のみにみんを息らすくしこむから、そこは熱してくれなくては……

といふのであつた。此一つの慰さめの言葉にも其當時の検事側の焦燥が見えてゐる。

有竹弁護人が澤中見録の起訴に對して、痛撃した論争に對しては、さすがに批犯田検事も庇護しなかつたようであるが、此問題とても私から見ると、検事のみを責むべきではない。唯さうした事を考慮に容れて公平に裁かると、裁判長に信頼して居ればよいのである。いつてあつたか小坂久馬吉君の受取つた金の中、五百円と国枝捨次郎君にやつたと申立てた時、裁判長は検事の方を護みて、それは起訴になつて居ないやうだね、といつた事がある。私に其時、池田裁判長も中々味をやるナと、心からその剛烈ぶりに敬意をもちた。検事には検事の立場がある。お互に其人其人の立場を理解して、徒らに責むべきではない。

### 三、自白がどれだけ確かだ？

——茂木高村の自白にも錯誤——

誘導訊問でなくつても、強制訊問でなくつても、自白に錯誤のある事は見のがせない事實である。東京市疑獄事件の証録の中にも、私に關係ある事柄でハツキリと断言し得る二つの誤れる自白がある。

それは茂木久平君と高村増太郎君とを私が中に立つて引き合はせた時と場所との問題である。高村君も大正十五年六月の市會議員總改選の了つた直後、日本橋の待合藤村が私が茂木君に引き合はせたようにいつて居り、茂木君も亦それにあはせて供述してゐる。

ところが事實は全くさうでない。高村君と茂木君に引き合はせたのは、茂木君が正交会に加入しない前ではあつたが、市會議員の選挙が了つて暫らく経つての事であり、選挙会員選挙終了後の事で、藤村上六番町の茂木君の自白へ高村君を伴れていつたのが初めてであつた。それは今にして想ひ出しても極めて雨らかにわかる事で、茂木君の家から自動車に乗合せて私と高村君とが居る時、車の中で高村君は、あんな若い男でやれるかぬかと私に訊いたのであつた。之によつてむしろその語問が初対面であつた事は確實である。



然るにも拘はらず、待合藤村で会つたように高村君は供述し、茂木君も亦その供述にあはせて申し立て、居る。此二人の錯誤は何から来たか？

それは今津源右エ門君から参事会員勸込み私に覆された事に原因してゐた。今津君は私に對して「茂木君は中立無所属なのだからどうにもならぬやないか、壹千円位出すから何とか骨折つてくれ」といふ。その時高村君も同じような事を私に覆んで「一年生から参事会員も生意気をよんだが、参事会に出しておけば又何かにつけて便利だらうから頼む」といふのであつた。此二人が頼んだ事を茂木君に通すると

「コソイツは面白いやないか、益は兎に角、中正会と革新会と引張り尻になつて今津を参事会員で釣つて、無所属團を大きくするには屈強の概念だ」

茂木君はかういつて、其時福村藤太郎君とたつた二人きりであつた無所属團に今津君を引張り込むべく、参事会員問題で日本橋の待合藤村に於て今津君と会つた。

其時私は参事会員の選挙にかりんで、今津からでも高村からでも壹千円は出させ得るといふ事を茂木君に耳語した。それは決して創作ではなれど、余の事実であつた。此壹千円の話しが妙にからんで錯誤に陥らしめた。

検事局では初の、大正十五年の市会議員選挙の時、私が茂木君のところへ届けてやつた

壹千円を高村君から出させたものと睨んだ。私がそれは花山久藏氏から出た金だと説明しても其花山氏の裏に眞市場側が潜在してゐるのではなれど、ねらつたようであつた。

高村君の供述の中に「岸田から今度若い元気のいい男を一人市会に送るから」といふ話があつたので壹千円渡したとある。それが全然根もない話である。

勿論、今津君の市参事会問題にかりんで、壹千円の事は持上つてゐたがそれはどうも實現しなかつた。他に私と高村君との間に壹千円の授受があつたのは、新聞記者團に對する手当の残金壹千五百円に對し高村君が私に渡した壹千円の横線小切手問題がある。其壹千円の小切手は夕刊日曜新報の吉沢不二雄君が八十四銀行に当座取引を聞いてゐたのでその当座へ振込んだまゝ、新聞記者團へはやるわけにゆかなかつた。それがもつて新聞記者側や院外側の某々等までも私に對して穏やかな態度を示し、高村君に對しても種々舌づかしの掛合さしたのであつた。

その経緯から高村君は壹千円の小切手についで形をかへて申し立てたものらしい。その想像は検事局に於ても私から詳細をつくして弁明した事がある。

これとも初の中は、どうしても茂木君に渡した壹千円は高村君から出たのであらうといふ懸断から、無理にもそこへ漏着させたといつたような努力があつた。

さうした偏然の錯誤もあるのだから、若しも誣導証問や虚構証問があつたとすれば、自白とこれだけの確かさがあるかといふことも疑はしむべきはねばならぬ。

町井弁護士が小坂梅吉君の弁護論を進めた時にも、小坂君の係獄出所は係り検事の諒解を仰て豫審判事とも打合はせの結果、一刻も早く安心させたりといふ親切気から、わざわざ市ヶ谷刑務所へ小坂被告を訪ねていつて、予審判事との打合はせもついたので、明日は帰宅させて貰へると予告してやつたのに、さて其翌日になつて見ると予審判事の方では係獄を許さうとしたのに検事の同意が得られぬ為運べぬといふ。検事側では証據固めの為に今一人契約書を書いた男を取調べていなくてはと頑張る。そんな事では、被告小坂が居宅を急いだ結果検事や豫審判事の意思を迎合した申し立てをしたのであらうと述べて居た。

中島守利氏の為に立つた真山弁護士の、御大典と直前にひかへて中島被告がひかに刑務所の中で焦慮してゐたかの実情を裁判長に哀訴するやうな調子で述べ立てた。

不拘留被告人の供述は、我十日といふ長い期間を拘留されてゐる被告人の供述と比ひらきがらる事は他の多くの刑事事件で見聞する事案である。終始一貫、どこまでもその犯行を否認し弁解し続けた三木武吉、小保政一、大野敏吉君の如き人々は珍らし口。

自白が必ずしも確かでない事は大岡山事件の田宮頼太郎の自白で一層明白になる。

### 四 難解の謎 田宮が自白

正にすばらしい創作的陳述

大岡山事件といへば誰でもすぐ女優中山歌子を聯想し、稀代の殺人鬼五味鉄雄が法廷に於て空囀りた可殺すも殺されるも運命であるといふ一語を思ひ浮べ、殺される事によつてその人間の罪業が消え去るものかの如き、彼れ一流の人生觀で簡單に片付けようとした事を想ひ出させられるか、それにしても、何の關係もない田宮頼太郎といふ男が、さうも此三人殺しを自ら行つた如き自白をして冤罪のまゝ、獄死した事實は、唯、運命であるとのみ片付ける事のできない、難解の謎と私たちがのこして居る。

田宮頼太郎とは如何なる人間か？ 調書によると、東京府下荏原郡早塚村字小山三百三番地根本庄兵衛方金融仲介業となつて居り年齢は当二十八年とある。それが大正十五年十月五日検事に対して次のやうな田立し立てをした。

(前略)

「日暮里に系て居たのは如何なるわけか」

「実は日暮里町千五十七番地川上富吉が小決縮緬天匹を担係にするから百五十円貸せと

申しましたので之に流じたが、それが青山四丁目吉川商店にあるから一緒に行って受渡  
しをして呉れといはれ金をもつていった宛金を先にくれ、は品物を持ち来ると申したの  
で渡した宛、利息だけ十五円不足したから近所の友達の宛で待つてくれと申し出ていつ  
たので五時商ばかり待つてみたが、来てくれず詐欺にあつた事が判つたのです。

先月二十一日被害のあつた宛に日暮里署に訴へて今井刑事の調べを受けましたのですが、其事  
件は示談となり被害金は受取つたが私は損害金として尚十五円を要求し、十円だけ取り  
ました。その為、私が告訴に乘じて飛鳴をしたやうに見られたのです。その際私が昨年  
九月四日の晩重大な罪を犯して居る為、何となく私の態度が怪しまれ拘留される事にな  
つたのであります。

昨年九月四日の晩の事件といふのは何か

それは大岡山で中山歌子初の家に居る男と女の子の三人を殺して金を取つた事  
件であります。

其事件の真犯人か

左様です、実は初め警察がお前は何か重大な事をやつたらうと云はれたので当時の事  
を思ひ出し顔色も変わり身振も出て恐ろしくなり私から進んで記憶のまゝを申し上げた

のであります

然らばもう一応当時の事情を話して見よ

とかうして三人殺しの重大犯罪を、いかにも真実であるかの如く筋道を立て、申立てた。  
而かも身に覚えなき冤罪であり、真犯人と何の縁故もなければ関係もないのに、すらす  
らと陳述し得た事は、見て来たような嘘を吐く謀議師もはだしの出系案であつた。

検事之を疑はず、警察官固より之を真実の自白なりとしたればこそ、告発となり起訴と  
なり世間は皆此田宮積太郎を兇悪無二の殺人鬼と見てゐたのであつた。

然るに、驚くべき、真犯人として五味鉄雄田中藤太の二人が更に検挙せられた。審理の  
結果は此五味田中こそ全くの三人殺し真犯人であつて、五味は死刑、田中は無期懲役にそ  
れ、知断せられたのである。さうして、誤つた自白によつて殺人鬼と見なされた田中は  
病気が原因で已に獄死してゐた。

此事實は抑も何を尋るか、田宮の自白が徹頭徹尾彼の頭から出た創作であつたにせよ  
なかつたにせよ、自白といふものが必ずしも信憑力のないものといふ事だけはこれほど  
確かに蓋然立てれば充分ではないか。

## 五、正力から三木に渡した金

——贈賄の請託か政治的援助か——

一六

正力松太郎氏が三木武吉氏に對し前後二面に渡した八万円の金が、贈賄の請託であつたか唯單に政治上の援助金を贈與したのであるかは、係つて両氏の犯罪が成るか成らぬかの分岐点となるであらう。金は勿論京成電車の後藤專務から、京電乗入運動にかゝんで正力氏に渡したもので、三木中島の両氏へ渡す為であつた事に間違ひはなし。

唯その金が、更に三木氏から市會議員へ交付さるべき默契があつたかどうかといふ事が極めて重大な問題となつてゐる。

この問題を解決すべく、有馬博士は両氏等拘禁中の一持話を語つて、全然さうした默契のなかつたことを立證した。

それは柳大典の奉行せらるゝ直前に、石畑西檢事の所で、三木正力両氏が会見せしめられた時の情景と對話とである。

正力氏は石畑西檢事の面前で、拘禁後初めて三木氏と会つた時

「三木君、君に今日のような不幸な運命の金と受けさせたのは、あの金を渡した時に、

会社から出たのだと打明けたら、僕の本行届から来た事だ、何とも申談がない。

さすがに善尾はふるえて消えて、正力氏の双眼には涙んだきりめきがあつたといふ。この情景と眼のあたりには眺めた石畑西檢事には、正力氏が渡した金について、その出所さへも打明けたらなかつたといふ事實は、ハッキリ了解された筈である。果して然らば市會議員に分配するといふ會議があらう筈もなく、請託した金でなり事も十分明らかである。

それかあらぬか、競争が三木中島両氏の犯罪について論じた時にも、事實上三木中島も收購しなければならぬが、両氏共現に東京市會議員でないから、收購罪に当てはめるわけにゆかぬ。そこで後藤正力三木三氏の關係は贈賄の共犯といふ事に解決せられ、中島氏も同様に見做されて、こゝに両氏共京成電東事件については贈賄助者と見做された。

此見解は無理である、こちつけてみると、各弁護士が口をそろへて論じてゐたが、檢察官論告の根據となつたことは、正力氏の供述中三木氏も中島氏もその金を市會議員の人々に分けてやつたであらうと思ふといつた追憶のようない語と、三木中島両氏が、正力氏から受取つた金を、京電事件に對する尽力の謝礼の意味をも念んで居たかと問はれ、ば、否々念んでゐないかと否定すべき張り根拠もない為に或はさうした意味が含まれて居たかも知れないといふ、極めて淡い意味に於ける肯定と唯一の根據としたものであらう。

三木氏がそんな肯定をしたように見えたのは、全く正力氏の立場を尊重した結果である。そこに三木氏の人間味が表現されてゐると論じた。後藤氏が正力氏に渡した金は、明らかに三木中島両氏に対する謝礼であつたのが、正力氏から此等両氏に渡す時は、さうした説明を加へて渡したものではない。

そこで或る一部からは、正力氏が市長選挙にからんで此金を私用したものであらうとまで推測した者さへあつた。一石二鳥に利用するといふ事は、智者の巧くやる手である。けれども三木氏としては、唯單に政治的の援助の金といふので受けたのであり、金の出所は明瞭に明かすことしなかつたが、正力氏の背後には細誠之助氏がつりてゐる。京成電車市内乗入線の運動も、正力氏は細氏に對する義理ありからどうでも通過させてくれと、三木氏にたのんだ事などから推測して、前の三万円も後の五万円も、出所を詮索したら細氏位のところだらうと三木氏自身は考へて居た。

唯考へてゐただけである。その上金の出所を詮索立てしようとしなければ、詮索しても居ない。と同時に、若し此金が細氏から出たのであるとしたら、それは單純なる政治的援助ではなくつて、京成事件に對する謝礼の意味であつたらうと即断される。

その意味を正力氏が申し立てたとすれば、その申し立てに合致させるのも男の義理である。

けれども三木氏は三木氏に對しての謝礼である。三木氏の市会に於ける勢力は、其統制力によつて京電問題が豫期通りに運んだことに對する謝礼の意味である。それが市會議員に分配されるなどは正力氏も想つて居らず後藤氏も考へてゐなかつた。

正力氏は市會議員などは眼中になかつた。と喝破し、後藤氏は又三木氏や中島氏は平生から市會議員の面倒を見てゐるのだから、一つ一つの問題に對して金をくれやるといふような必要はないと思つたと申し立て、ゐる。

かうした關係に於て、贈賄の共犯が成立するといふ事は條理の立たない推測である。恰かもし合はせたとやうに各弁護人の主張が一致してゐた。

さうして、三木氏が其乾兒の人たちに與へた金については、瀬川氏の三千万の選挙に關してやるべき金がやつくなかつたからとか、大野君は区劃整理の結果どうしても金形下町の住宅から、他へ引越さねばならなくなつた爲に新邸購先に轉居する準備の金を與へたのであるとか、戸倉君にはどう、小森君にはかう、平林小原小侯等の諸君にはかような理由で與へたのであると、一々證據とあげて詳細なる説明を加へ、檢察官側で推測するが如き贈賄の意味は毫もなかつたと示明して、三木氏に刑事上の犯行なき事を護説し、無罪を主張する人はかりであつた。

## 六 道義的有機体の三木系

——親分三木の特徴を語る原君——

二〇

三木武吉とその今下に属する人々との關係を道義的有機体とあると観測した。検査当局の眺め方は最も当てはまつたことであるが、此観測の上に立ちて親分三木氏の特徴を語つた原弁護士の三木武吉観こそは、聴きもらしてはならぬものである。

親分三木を跟前において、二十年來師事して居る原弁護士が、善きにせよ善からざるにせよ、三木武吉氏が果して如何なる人物であるかと赤裸々に語つたところに、今正に政治的生命を奪はるか否かの分岐点に立つてゐる。三木武吉氏の運命を担つてゐるかの如き真剣さと熱誠さをおもはしめた。

彼は聊かも飾らず、寸毫も誇張せず、唯あるかまゝの三木氏の実相を語つてゐた。

「……若し、私として忌避なく語らしむるならば、三木氏は、最も古く最も近く接近してゐる乾児に対しては、冷淡極まるゝ誤解せらるゝ程に堅んじてゐるような傾向がある。その実決して堅んじてゐるのではないが、三木氏の眼中には功利的に乾児を過し、何か一つの功績を立てたら、それに報ひるとか、三木氏の爲に何事かを貢献するに非ず

んば一顧さだも興へないとかいふやうだ。そんな本裏の、現金主義のところは徹底もな  
い。従つて、一生懸命に親分大弟と忠誠を尽したからとつても、格別にくよくよく報ひられ  
るといふやうな事はなく、三木氏の爲に取立て、功績ありといふ人がなくとも、何か病  
してゐることを見ぬしたら、苟くも打ちすゝはおけな。すぐにも其危急を救ふてわ  
るといふやり口である。だからして三木氏の此特徴を見ぬいて居ない人は、安外冷淡だ  
とか不親切だとか或は又解つて呉れない人だとかいつて怨むような場合もある。」

自分自らでさへさうして不平不満をもつた事があるのがある。原君自らが二十年前三木  
氏の乾児として隨從し續けて来た、その過去の生活を顧みつゝ、追憶に伴ふ愉悅と悲哀と  
を語るのであつた。

「……検査は三木を見るに當つて、三木と其今下に属する人々との關係を道義的有機  
体になぞらへて居た。其觀察がどこにあつたか知らないが、三木氏と其一党とを道義的  
有機体になぞらへるといふ事は、私に於ても至極同感である。道義的有機体といつても  
勿論適當であるが、更に一層適切にいかならば人体の如きものである。人体の首脳部は  
頭腦でありハートである。三木氏は正にその首脳部に該当する。而して、氏の今下に属  
する乾児の多くは手であり足である。三木氏と其一党が生きてゆく爲には、糧食を要す

る空気を要する水と要するのてある。その營養を摂取して四肢は勿論五体のすべてを養ふに当り、右手がよく働かぬから左手に厚くするといふのもめでない。左手は右手程の用をなさぬはからそのつゞく營養を手加減して減少するといふか如き筋力のものでない。あまり役に立つてぬやうに見ゆる足の小巾に禮物ができたからとて放つてはおけな。すぐ膏藥をはるなり相当の手当をするのである。丁度その通りで、今回の京成電車事件に尽力して、三木氏が正木氏から受けた金は淨財であり、政治上の資金援助である。三木氏及びその一派が生きてゆく為に要する營養の供與である。三木氏が之を愛用した後其四肢たる人々に與へた金も淨財である。必要に応じて与へたのである。膏藥ばりともなり、注射ともなり、塗布剤ともなつてその四肢に與へた手当たるにすぎないのである。手当をするのに京成電車問題に骨折つたとか骨折らなかつたとかと問ふべきものでなく、事實實際さうした事に差別をおいてゐるのである。それがどこに贈賄と見るべきものであらうか。どこが贈賄の共犯であらうか。贈賄の補助であらうか。私には首肯できない事だ。

滔々論じ去り論じ来つて、三木氏の人格から漸じて贈賄の意図もなければ事實もなかつた事と力説し、必らず無罪とせられざるべからざる事を結論とした。私はその論理の透徹せる事よりも、原氏の熱誠とこのたる衆論の精神に動かされた一人である。

此論理はひとり三木氏と其一党とに於てのみではなかり、凡そ親分乾児の關係に於ては皆さうである。親分が其乾児を働かせるのに金銭を與へてくぬらかせ得ないといふならば、丸て縁日にいつて現金買をするやうなものである。それとどこに親分の賞銀があるか乾児の憤慨があるか。親分の為には水火借辭せすの概あつてこそ莫の乾児である。其乾児が金銭を供與せらるゝ事によつて動くといふようでは、断じて統制はつかないわけになる。そんな統制力のなり親分は力とするに足らなりのである。

京成電車の後藤氏が、最初着眼したのが此点にあつたといふではないか、市会議員の買収などは断じてやるまい。それは危険千萬な事であるから、併しどうしても今度こそは自分の手で此の多年の懸案を解決しなければならぬ。それには政党の力にたよる事か一番よいとおもつて、社長の本多氏と打合せた上民政党は小橋一太氏へ政友会は前田米蔵氏へ夫々運動して見たが、自治体の事、殊に東京市の事は政党の本部からいはずとて中々うまくゆくまいといはれたので、最後の一策として、三木氏にも中島氏にも親交關係を有する正木氏を頼む事となり、三木中島両氏が力を入れてくれるならば、平生多くの乾児が養つてあるのだから、何の難作もなくそれ等の乾児を動かしてうまくゆくであらう。一々賄賂など使はなかりで安全に敏速に運ぶに違ひないと思つてゐたといふのである。

### 七 人間中島守利の禮讚

——海の人中島を語る山口久吉君——

道義的有體の首腦として三木武吉氏と語つた原弁護士の熱弁と對比して、六月六日の公判廷で山口久吉弁護士が、熱弁を振うて人間中島守利を論じたのは、傾聴に値ひする最も意義あり又力ある弁論であつた。

「……私共多年中島に私腹をこぼすものは何としても中島に對する世間の譏諷を解かねばならぬ。自由党以来南東の政友会に重きをなしてゐた村野常右工門、森久、保佐藏両氏の衣鉢をついて、今の政友会に總務となり東京支部長となり、存くならぬ一人となつて居る中島守利氏を、かうした嫌疑によつて亡びたくなけり。亡つてはならぬ」と切實に痛感するものである。此切實なる叫びと諸公の前に誦へたり……」

言々句句正に肺腑をついて出づる熱と誠との迸りである。氏は更に續けて論ずる。  
「……かうした叫びは、熱弁は、哀訴は、ひとり私のみではない。中島が此事件に連座して以来、其法廷に於ける態度や言動の上にも、殊更謹慎と装ふような様子は見えない。彼れ中島には法廷勳術の技巧もなければ、態とらしい芝居もできな

り。態度や言動の上に殊更謹慎と装はなかつたにしろ、彼が這回の事件に連座した事を全く自分の不徳であるとして、深く自責の念に駆られた事は、昨年の衆議院議員総選挙に當つて自ら候補に立つことを断念した一事によつても明瞭ではないか。然り、彼は衆議院議員の立候補と断念した。けれども彼の御党は之を肯かなかつた。多年東京府下の為に中島一家の全財産を抛つて、奈余につかるまで公共の爲に尽した中島に、今逃げられる事は情に於て忍び難はざる事であり、理に於て不当極まることである。衆議院期せずして一致し、遂に第三者推薦の形式によつてその選挙は行はれた。選挙の結果は全面……日本全国第三位といふ絶大多數の投票を勝ち得て見事当選した。昭和三年の夏以来、東京市疑獄の中心人物元兇とまで言われて、所謂輿論の指導職にあり民衆の怨意を反映するといふ新聞紙が筆を極めて悪人中島とまで銘を打つた。其中島が、日本全国第三位といふ絶大多數の投票によりて、自らは立候補を断念し辞退したにも拘はらず選出されたといふ此生きたる事實は、抑も何と物語るか。中島の人格は中島に永年接したものに於てはじめてわかるのである。他の推断や臆測では、決して判知し得ない。或るものがあるのである。世人は何をいほうとも、新聞は何と書かうとも彼れ中島は悪人ではない。悪事隠行となすもの、巨頭ではないのである……」



勿論中島守利氏が入商である以上、欠失もあるに違ひない。及ぼざるところも多からう。併しそれによつて人商中島の善美なる心情や性情と見のかす事はあまりに残酷であり、人間社会の上からいつても不利であり、国家の爲から眺めても損失であるとましく立てた。

「人商中島はどちらかといへば涙の人であり情の人である。他人から何事をも頼まれたいらイヤといへない人である。一寸知りあつたばかりの人に對して、目さかけてやる事は、十年二十年の田知の如くである。否寧ろ田知以上である事すら往々にして見受けらる事実である。中島には醜態の差別がつかぬとか、新しい人に厚過ぎるとか、働らいても働らかなかつても同じに見るとか、さうした非難が動もすれば起る程それ程普通の入商愛をもつ人である。此傾向が偏く這回の板船事件に連座せしめ、延びて拒絶告小叔との供述に、ひちがひを生じていづれが真なるやと疑はしむる如き立場におひ込まるゝに至つたのである。いかに小叔とは旧い關係ではなし、極めて新らしい間柄である。けれども彼も赤政反会に属する一市會議員である。彼が建言し劃策するところを殊更に打壞す事は中島の情に於て忍び難はざる事である。小叔君は智恵者である。中島守利といふバツフの前に立つて一芝居演じた役者である。具芝居が説のなり程の迂闊者でない中島は、魚市場組合の高村等が梶田家に来た時に、こんな運動にあまり益とつか小事はよく

なりぞとたしなめた事さへあるといふではなにか、さればこそ魚市場の連中は小叔が何といはうとも一百万の現金と四百万の手形とが果して中島に渡たのかどうかを危ぶんだ。これはこそ小叔を促がし立て、一緒に政反会本部の中島が事務所へいつたのである。政反会本部に於ける中島小叔葉崎相川会見の場面では小叔が如何なる役を演じたか、中島がどう人な立場におかれたかは今更いふまでもなくわかり切つた問題ではなにか、小叔の人格に言及する事は方めく避けたりと思ふが兎も角も河内山宗俊といはれた程のやり手である。市會議員としては一年生であり新参者であつて、同じ正交会の僚友の中でも、大野国枝片山天野西川諸氏の如き先輩に比べたら遙かにその下流にある人でありながら胸に一物ある小叔は、其委員長としての自分の立場を有利に用ひる事に抜目のない策士であつた。中島氏をバツクにして委員長といふ肩書を振かざして、魚市場の連中を烟に巻く位は尋常茶飯事であつた。

かくて婉曲に小叔君の怪脱を説きつゝ、中島氏が唯その怪脱によつてあやつらぬ利用されたのに過ぎない事を力説して、板船事件に對する中島氏の無罪を論じた。

中島氏の弁護の中には動もすれば小叔君を痛撃してその人格論に及ぼした人が多し。甚だしきに至つては小叔君の古疵をまでもあはき立て、裁判長の注意をうけた人さへあつた。

私は敢て此一争をいふ。小坂君にどんな古疵があらうとも其を察し立てるのは殘酷である。而して其争は中島氏の意思に背戻したことである。中島氏としては小坂君の古疵をあげてまでも自己の罪さのかるゝよすがにしようといふような随分な心争はもつて居る。

私はおもふ。小坂君の手から中島氏へ渡したといふ二面は四千円の金の経緯も、二人の供述が全然くひちがつて居る程。それほどくひちがつては居ない争であらうと、即ち私が聴取るところによれば中島氏のいふ事に詐りのあらう筈がなく、又小坂君とてむ、そんな争に創作や詐言を弄しよう筈がない。創作的の詐言を弄するならもつと真実らしい争をいふだけの智慧もあれば策もある小坂君ではなからうか。

中島氏と共謀であるといふ争を真実らしく見せたいならば、何て四千円を分配したなどといふわけがなかり。中島氏と小坂君とが共謀して一万円を受けたといふのに其一万円の中四千円だけが中島氏に分けられるなどはあまりに馬鹿々々しい争ではなかりか。

私の常識から此を聴くことその間屹度何かの錯誤があるに違ひない。四千円の金の経緯は中島氏が取らぬといふのも争実。小坂君が持参したといふのも詐りでない。さうして其面此二人の仲に立つた何ものかがあるらし。そこを見ぬべくして見ぬか争がいかにも不自然である。中島氏の周囲には往々にしてさういふ人がある争を私は知つて居る。

八、正力の友情に動いただけ

—— 利権漢りなどの考へはなかり苦 ——

弁護士生活二十年、未だ曾てかうした刑事事件の弁護に立つた事は一度もない。選挙法違反事件につけては二度ばかり法廷下出たが其他の刑事事件では、一回も弁護を担当した事はないといふ。前きの法判局長官前田米藏氏が珍らしくも中島守利氏の爲に立つた。

私は刑事弁護を担当するには、あまりに不慣れであるといふ事からその弁論も諸公を動かすに足らなないであらうが、中島君とは多年親交を重ねて居る友人である従つて中島君にわいて知るところも他の人々よりは深いところがあるので……

言葉はなごやかに声調も極めて溫和に聞えてゐたが、京成電車問題に關しては最初前田氏自身にも持込まれた事のある話だけに詳細を尽くして、会社側下於ける最初の計劃が瀆職罪を構成して他人に迷惑をかけるやうな事はやなまいといふ意志であつた事を述べた。

……後藤專務の意図としては、最初から市會議員に贈賄しようといふやうな考へは毛頭なかつたのである。そんな事は危険であるからやつてはならぬと肚をさめて居たのである危険な事だから自分ではやなまい、自分ではやらぬが年來悪意な正力君にやらすやう、敢

てその冒險の後回りを多年の親友正力君に譲らうなどといふ意志が、後藤氏ほどの男に思ひ立たれよう筈がない……<sup>四</sup>

かう云つて根本的に贈賄計画のなかの天争を弄明して居た。従つて会社と中島三木両氏との間に立つた正力氏こそは、ハツキリと金銭干係についてだけは中断してゐた。三木氏が正力氏の渡してく水た金を会社から出た金と知らなかつた様に、中島氏亦これを知らなかつたのであると各弁護士は論じてゐた。

若しも会社から出た金と知つたならば中島氏は受取らなかつた筈だといふ人もあつた。<sup>五</sup>中島氏と木田貞次郎氏とは、元は同じ政友会に属した僚友であつたが、彼の大正十三年清浦内閣の支持に対する意見の相違から大政友会が分裂した時に、本田氏は赤次氏一派に従つて政友本党に走り、中島氏は横田千之助氏等と共に残黨を守りて護憲の爲に悪戦苦闘を続けたのである。殊に本田氏等に対する公憤は極度に達し、川島正次郎君を其選挙区に擁立して本田氏の足下下まで斬り込ませ激しい戦ひを戦はせた程の中島氏である。京成電車の市内乗入水は交通施設の進展上多年の持論として賛成してゐた中島氏であり殊に氏自らの選挙区南葛飾郡の住民の利害から打撃しても、又従つて選挙対策から考へても反対しよう道理はないが、若しも之が本田氏から持込まれたとしたら直ちに快く引

受けたかどうか疑問である。正力氏であつたらばこそ即諾を与へたのである。けれども若しそこに金銭問題がからんで会社から金をく水るといふのであつたらば相当躊躇した筈である<sup>六</sup>

この親方はいかにもと首肯するものがあつた。かくて正力氏が後藤專務や、知誠之助氏に対する義理合と友情から頼まれた事を打附けて、中島氏の力に頼らうと持込んだ時、氏としては年來の持論に合致する事であるし、親友正力氏の懇囑なので二つ返事で快諾し双肌ぬいで尽力奔走する事になつたのである。其間金銭上の事に言及するようには水臭い神でもなければ、中島氏が市会に於ける同志を動かすのに一々金銭を与へなければ思ふやうに動かぬといふ小程微力な中島氏でもない、各弁護士と共にカ説したところであつた。

前田氏の糸論には更に中島氏の見識ある人格、黄白の翁に筋を賣る如き輩と全く其性行を異にする一事例として、大正十三年の政友会分裂当時の追憶を語つた。

……若しも中島君が、刑権を返うて走る底の人であつたならば、大正十三年の大政友会分裂の時の如きは多くの同志僚友が政友本党に走つたのである。殊に東京府市の如きは可成多くの同志が齊れたのであるから功利的に考へたり便宜的に追退する中島君であつたはら或は政友会に踏み止まらなかつたであらう。況んやそこにいろくの誘惑もあり

正道さへもあつたやうに町いてゐる、而も断じて其進退を苟くもせず、大義名分を重んじて憲政擁護の爲に誠を尽した中島君である。……

この一語こそは、聴いてゐた人々の中でも殊に私にとつては感懐無量である。比のパンフレットの四月上旬版（板舟事件の真相を語る）にも、其一端は述べておいたが、私も其当時兵庫縣に在りて、代議士と云ふ代議士、縣會議員と云ふ縣會議員、一人のこらず政友本党に杖を分ち、寧ろそれ等の友又を向小に回し、護憲の叫びを叫んで、東播日日新聞といふ孤星を守りて愚戦苦闘を続けたのであつた。此弁護をした前田氏は時の政友会幹事長であり中島氏はまだ總務にはなつて居なかつたが多年の友誼上私の小さな新聞にも力を添へてくれた、私が兵庫縣に於ける總選挙対策を立て、上京し、政友会本部に島田三土望月の諸先輩と商議した時とは、いつも前田氏と中島氏とが仲間立って居た、苦戦の功果望しからず兵庫縣に於ける政友会の戦場は守つた代議士藤井忠兵衛氏は中立倶楽部から政友会に入党した。中島氏も苦しい立場を死守して遂に大成した。私も承更に苦しい立場におゐて甚大なる犠牲を払つた事をおもひ、今更の如く無量の感懐に泣かざるを得ないのである。運命の神は、同じ時同じ事件に關係して、私までも市ヶ谷へ送つた。而して当時の検事局がいかに此事件を扱ひ、如何なる監視眼を此事件に投げて居たかを教へてくれた。

私の観測から云ふならば、請託の源拠があらう筈はない。強いて言うした証拠をあげようとするのは無理である。石堀岡検事の所謂以心傳心といふ、極めてデリケートな事ではあるが、其以心傳心がどの程度まで認識されたかの程度まで縁の適用に遡水するがあらう。中島氏でも三木氏でも、乾見に渡した金の中には正力氏から受取つた金があるに付あつたに違ひなからう。金がすでに正力から受けた金である。正力の渡した金は京成電車の後藤から出た金である。金が会社の金で、時が乘入乘通過の直後だから無關係とはいへない。かういふ観点に立つては検事もあつたやうにおぼえて居る。收賄關係に於いて黙殺してゐる三木中島の兩人だから、無理に賄賂の共犯になつていつたのだと論議した。弁護士の弁論にも半面の道理はあるが、以心傳心に会社―正力―三木、中島の請託關係があると見た、検事側の観方も又必ずしも無理とのみは断じ得ないのであらう。

そこには常識の判断が極めて大切である。比島前田米藏氏の中島守利氏弁護には、極めて巧妙にはづさないのでしつかりと掘んで居た、即ち無罪と確信して居る、けれども若し請託の暗示でもあつたやうに麻袋さ水、稽審に於ける中島の申立てに重実をかか水ようとも固々不純の動機から出発してゐない事案であるから、刑を科する必要はないこと、おもひ違ふ法違反に於ける模範刑を其まゝ適用されて罰金刑で充たであらう……と結んだ。

九 奇怪極まる割合論

——瀬川光行君が引込まれるまで——

中島氏などが誘導証向で引込まれるに不思議はない。彼の雄弁滔々中々ヒケを取らない瀬川光行君でさへも、板舟事件の請託問題でマンマと引込まれた事案がある。今その事実を予審調書から抄録して見よう。

昭和三年九月七日大塚予審判事、瀬川光行君に対する第三回証向にかう書いてある。  
向、被告に對し検事より毀職罪として斯様な事案につき豫審請求になつたが之に對し何か陳述する事があるか。

此時予審判事は昭和三年八月二十三日付予審請求書記載の事實を讀み取けたり。  
答、高村増太郎今津源石工門から日本橋区旧市場移転事件が板舟植平田舟植補償案の通過に賛成し尽力をしてくれと依頼を受けたことがありますが其の爲め議案の審議に當つて該案の通過に關し尽力した訳ではありませぬ私は元々同案には賛成であり色々の事情で極力該案の通過に努力致しました。  
それから全じ年の十二月五日松南予審判事第十回証向には次のように書いてある。

問、被告は魚市場の今津高村其他の有から板舟案に付て骨を折つて呉れと頼まれてから被告の従來の持論も有つたらうが其の爲に骨を折つたのではないか。

答、大抵ばかりで骨を折つたのでは決してありませぬ、其事は前回申上げた通りであります。夫れでは今津君や高村君に頼まれて居たけり共骨を折らなかつたかと訊ねられ、さうではありませぬ矢張り頼まれたから幾分は其の爲めに骨を折つてやつたといふ事になります。

此の前後二回の証向調書を照会して見ると、九月七日から十二月五日までの間に、府の力が瀬川君をして請託關係を肯定せしめたのが尨百有餘日の長きに亘つた拘禁生活がこのまゝで瀬川君を遊ばせたのだといふに、さうではなく全く松南予審判事の誘導証向、釣りに出た証向に釣り出された、さしも雄弁家の瀬川君もマンマと釣り出されたといふのである。瀬川君は此第十回証向當時に於ける、松南予審判事と全君自らの對話の内容を筋道を追憶しつゝ、その時の実情をかういつて居る。

以前の供述を覆して茲に聊かでも請託を認められた形になつて居るが、是は全然事實に反する供述である。然らば何故松南予審判事の向に對してあつた供述をしたかといふと、自分は今時松南判事に對しても絶対に請託の事實なしと断言し、詳細に其關係を述べたけり

ども中々其を取上げてくれない。而して

君が従来の行巻りを平日の持論から、比喩に賛成されたといふ事はわかつた、併し夫れでは今津高村から頼ま水たけれども其の爲めには少しも骨を折らなかつたといふ外、そうしてそれを立証するが、失張今津高村に頼ま水た爲にも少し位は骨を折つたらうかと理窟攻めに訊ねられたので遂に瀬川君も

左様です。私は前申上げた通り元々意地と快気と平生の主張から是非比喩を通さないではならぬと考へ極力奮闘して居る処へ何分頼むといふて来たから直しい。僕は素より賛成で一生懸命にやつてゐるから君等は再び僕の所へ来るには及ばぬ。正交会や中立の方を廻はれ、共同戦線を張つて大いにやろうと答へたのであります、併し今津高村から頼ま水たけれ共其分は何もしなかつたか之を立証せよといはれても別に証拠はありませぬ、尤様下理論的に嚴密に言はるれば幾部分はその爲にも骨折つた事にもなりませうかと述べるようになつたといふのである。すると其時判事は「然らば其割合はどうか」と是及して訊ねられたが、割合などは存じませぬと答へたと云ふ。何と奇怪千万な問答ではないか、かうした調子で、金銭の授受に對してもど水だけが謝礼の意味か、など、まじめくさつた訊問が時折あつたと聞くが、常識では判断し得ない奇怪事であると私はおもふ。

### 一〇、片言に禍せられた松山君

——罪なくして罪に定めらるゝ悲哀——

自ら省みて疚しからずんば敢て入言を恐れぬや……かういふ心境に自分を迷わつて私は京都刑務所の未決房に收容され、共衆館事件と云ふ刑事事件の調べを受けて居た。

京都の共衆館支店が二十七万円で日英興業株式会社の高木次郎に買取られた。其は現金でなく日英興業の社債券で取引せられたが、高木次郎は向もなく之を京都電燈に賣渡して現金二十二万円を獲得した。社債券懸想通り皆償できないところから初めは賣入中村から高木次郎と其顧問弁護士廣太三郎を相手取つて詐欺の訴へを起した。

ところが取調べの結果不起訴になつた。で比取引の仲介をした林島田の兩人と、高木からは京都の市区改正に關する調査を頼まれ、中村からは日英興業株式会社の内容に關する調査を頼まれたが、社債券取引せよあとで換價は尽カしてやるからと、巧みに欺騙して取引の成立に骨折つたと云ふのが訴訟の要旨であつた。検事は直ちに三人を起訴した。而して三人共に京都刑務所の未決房に收容された。時は大正十一年五月であつた。而して林と島田とは弁解願ふ力めた。私は弁解をしなかつた、弁解する程の事でもないとかも

つたからであつた。そして特別許可を受けて房内で述作を許され、脚本の創作をして名古屋の大坂や神戸の劇場に上せて居た。

吉崎殿と遇する。逆如上人の事蹟を書いたものがあつた。推敲を積んで予審判事の席を乞ふて世の中へ出す。竹川といふ予審判事が又文芸趣味の豈かな人であつた。

砂山の喜八といふ小唄夫が十五兩の金を盗んだといふ嫌疑を受けて、毫も弁解せず、何事も運命だとあきらめて、たつた一人の娘に因果を含めて身賣をさせて其拾五兩を債小といふ一場がある。あとから其の犯人が現はれるが冤罪に落ちゆく善八の心境は悲喜交々である。

竹川予審判事は比一幕を誑んだ時、私をよび出して懇々と諭すのであつた。

無実の罪に向は水で、運命の苦き杯を甘んじて受けるといふところ、悲しい観念を味ひ得ると信ずる君は、冤罪によつて詩をまむ事も出来よう。歌を詠むこともあらう。が併し、国家は誤つて罪なき国民の一人をだも罪する事はできない。そ水はいかに忍びがたい犠牲であり、甚大なる損失である……

かういつて弁解を私に促した。私は實際、弁解できない事情が潜んでゐた。曰英興業株式会社は青島に多くの土地を有して居た。其土地の評価について、其頃外務省に勤めて居る友人×××君から青島赴任に關して或る一事を聞知した。其が私の創作であり虚構であ

つといふ嫌疑である。弁解の爲に其友人の名を明かす事ができようか。彼は其頃外務省に於て年は若かつたが傑出せる才能を認められて居た偉才である。私は私自身の明りを立つる爲に累を友人に及ぼす事はどうしておできなかつた。

名判事竹川氏は無言の向に其の消息を誑んでくれた。さうして未決拘留半載の後に於て勝審免訴になつて私は放免された。

其から三年後私が東京に帰つた時、友人松山侍十郎君の雪冤會に催されて還つた。嗚呼、彼は東京市會議員として例の瓦斯疑獄に連座して檢事せられ、予審で有罪の決定をうけたが事案は齋波厚氏から賄賂の金を受けた受けぬといふ申立のくひが以て、不幸にして予審では齋波氏の供述が信用せられ松山君の申し立てが信ぜられなかつたのである。

ところが第一審の公判廷に於て、齋波氏が予審の供述を覆へし、松山氏の申立てが正しいと云ふ小争になつて無罪の言ひ渡しを受けたけれども、檢事控訴によつて東京控訴院の審理に移され、そこでは有罪となつた爲に又々上告し、控訴の判決を破棄して名古屋控訴院に移され、そこで四年目に無罪となつた。

其間松山君の扱つた犠牲はいかに甚大なものであつたらうか。之は唯松山君自身の不徳たつた不運だつたか、あきらめの言葉を以て簡単に慰めるだけではすむまいではないか。

賠償法が制定され実施されての後ならば又慰さむる方法もあらうが今日に於て誘導説問によつての供述や、錯覚に基づく自白を根拠に断罪する事は正に危険ではあるまいか。況んや片言を信じて罪する如きは、更トノトに危険千万であるといはねばなるまい。而かも其片言には利害を異にするところより生ずる供述の相異がある。是等はいづれを信じいづれを否定するか。そのいづれをも信ずべからずとして別の認定をするか？？？。苟くも、上御一人の御名によりて裁かるゝ裁判である。そこには、至聖至仁におはし玉ふ陛下の天御心の表は水を仰ぎたいと私に切に、其事を待望むのである。彼の大連事件で幸徳秋水以下二十四人が死刑を執行せられたことに決つた時、時の総理大臣桂太郎は閣下で伏奏して代いたまひし事件の結果を奏上した。其時、明治天皇は、畏れ多くも何と加して助くる方法はないかと仰せ玉うたと秋水承はつた。秋水があらぬか、二十四人の死刑因が其半数十二人まで死刑を免かれしめられて無期懲役となつた。其後数次の恩典に浴した。其中の一人飛松与次郎は免されて御里に帰り眞面目に御党の爲に働いて居ると聞く。彼の告白を聞くに、死一等を減せられた瞬間、曾てない感激に泣き崩れたといふ。そして糸屋は、聖恩の辱けなきに、宏大にして無辺なる天恩を味ひ得た観喜に咽えださうだ。

無罪を信ずる人の弁護に、罪金刑だの執行猶豫だのは無用の事のやうに見える。け水も私は必らずしもさうは思はない。誤まつて罪に向はれ人たちがである。弁護士は其法律の適用についても、事實の判断に關しても、飽くまで檢察官に對抗して被告の爲に利益の突のみをあげて戦ふことが立場上当然の事である。そ水を聽きわけて透徹せる裁判官の睿智が裁くのである。厳正に、公平に、親切に判決せらるべきである。

被告人に都合のよい弁護士としての立前から論ずる弁論だけでは、罪なしと断ずることが恰かも検事の論告だけを聞いたら、有罪なりと断定するのと同じである。有罪か無罪か、そ水はいづれにしてもかうした事案に運座した事は自らの不徳であることある。悔れみを以て裁かれ得る人である。さうした自責の念慮の深い性情を受くべき資格がある。之は国家の立前からいつても、有爲の人材を僅かの事で働けなくするのは惜しいことである。

前田米蔵氏の弁論が、被告の無罪を信じながらも、仮りに百歩をゆびりて罪ありとしても再び立つて御国の爲に働けるやうにと云つた事は情理を尽せる結論である。



現 代 パ ン フ レ ヲ ツ ト 五 月 版		
版 旬 下	版 旬 中	版 旬 上
有罪無罪か	引かれのの小唄	犯罪に怒る夫婦相
次 目	次 目	次 目
一 清蔵事件の追憶... 大浦事件と秋村吉蔵... 二 贈賄とくね通... 桐川と寺政吉工... 三 起訴と事実の有罪の認定... 秋山と三浦の訴訟... 四 逃走と犯罪の処罰... 犯罪者とその処罰...	一 大浦と三浦の五味... 新編 肥田の告白... 二 清蔵の瀧川清蔵の小説... 眞実と虚偽の見解... 三 悪人を成すの虚偽... 自己を成すとする虚偽... 四 贈賄とくね通... 五万と六万は眞実... 五万と六万は眞実... 五 被害者から贈りもの... 眞実の審判と裁判の判決...	一 妻人台に立つ被告の妻... 豊浦被告の夫人信子の話... 二 女のヘルメット... 無理難題な妻と夫の不運... 三 夫の犯罪は私の責任... 今も尚貴方と信じています... 四 解り難い謎の女の泣き... 秘密に働いてくれたお翠... 五 男の悪状と眞の道具... 年若者の燃れた性生活の秘録...
一 組合の眞実と高村... 眞実な眞実も眞実な高村... 二 山中守利氏に取られた小娘... 眞実な眞実も眞実な高村...	一 偽装と虚偽の申立... 眞実な眞実も眞実な高村... 二 眞実な眞実も眞実な高村... 眞実な眞実も眞実な高村...	一 流石に御の三羽鳥... 後藤田氏の眞実と虚偽... 二 乾児の口から察した三羽鳥... 眞実な眞実も眞実な高村...

東京通信社 電話五五一番  
 振替口座東京六六一九番  
 配本に於ては酒和

現 代 パ ン フ レ ヲ ツ ト 四 月 版		
版 旬 下	版 旬 中	版 旬 上
東京電獄疑島徳事	共産党の流血事件	板橋事件の真相と語ら
次 目	次 目	次 目
一 東京の電獄と大獄の事件... ひしかに... 二 東京電獄事件の真相... 田中から中村吉田へ... 三 島守利氏に取られた小娘... 眞実な眞実も眞実な高村... 四 清蔵と瀧川清蔵の事件... 眞実な眞実も眞実な高村...	一 東京の電獄と大獄の事件... ひしかに... 二 流石に御の三羽鳥... 後藤田氏の眞実と虚偽... 三 乾児の口から察した三羽鳥... 眞実な眞実も眞実な高村... 四 眞実な眞実も眞実な高村... 眞実な眞実も眞実な高村...	一 公判庭の印象... ひしかに... 二 板橋事件の真相... 眞実な眞実も眞実な高村... 三 冷戦問題の真相... 眞実な眞実も眞実な高村... 四 眞実な眞実も眞実な高村... 眞実な眞実も眞実な高村...

東京市芝区若町二丁目 現 代 パ ン フ レ ヲ ツ  
 崎玉北足立郡浦和町西四六六番  
 編輯に於ては東京

鬼怒電値下げ問題につき

市民諸君の意見を求む

馬渡市電局長が罷めて、齋藤新電氣局長が決まるまで、白上助役の局長争奪取扱時代、電光石火の早業で鬼怒電の一キロニ支五厘が一厘ニ毛値下げのニ支三厘ハ毛に落ちつきさうになつた。白上助役がえりりか、利光鬼怒電重役かえりりのか、いつれにしても此一厘ニ毛値下げは年額二十万二千円の利得となる計算だ。一も二もなく市民は歓迎して迎へてよろしいか？？、こゝに一つ考慮しなければならぬ問題は、現に東京市が他会社から買電して居るのは一キロニ支八毛とリ小安値である事、鬼怒電との買電契約は昭和八年三月三十一日で満期になるといふ事である。値下げは結構だ、が右満期後新契約について保護市民諸君の意見を蒐録し、臨時特別版として刊行せしめたいと思ふ。此問題に対する

行致字誌 制限なし 六月二十五日  
表 七月一日 送稿先 東京芝 本社

東京芝愛宕町二ノ一〇九 現代パンフレット通信社

責任者 岸田菊伴

編輯局より

次巻は一寸目先のかはつたものと出します 題して「性慾犯罪女房殺し」といふ本巻第一章の末尾に書いておいた通り警察官でも裁判官でも先入主となつてとんだ錯覚に陥る事があるといふ実態である。

此女房殺し事件を弁護した大阪の弁護士高山義三氏から詳細に其実情を聞いた。そして私が新聞向に居た頃、本所で行はれた女房殺し事件と相似た事がある事、其本所の女房殺しの捜査についても当局の血迷ふた錯覚があつた。

本誌巻末に於て募集して居る鬼怒電値下げ問題に関する意見は奮つて各位の御投稿を願ひたり。之は状況によつて特別版として発行し書肆の店頭に出して売ひろの街頭販賣をもしたいとおもふ。山本実彦はごこへりくかむは少しおくれる。

現代パンフレット通信社 岸田菊伴 新東京社

昭和六年六月五日印刷 (非賣品)  
昭和六年六月八日発行  
埼玉縣北足立郡浦和町四六六 著者 岸田三治  
埼玉縣北足立郡浦和町四六六 発行所 垣内貞  
埼玉縣北足立郡浦和町四六六 印刷所 垣内新一  
東京市芝区愛宕町二ノ一〇九 現代パンフレット通信社  
電話 芝五五一番  
埼玉縣北足立郡浦和町四六六 新東京社  
振替 東京六六九一一番

38  
34